

太陽光発電の新たな買取制度がスタートします

このたび、太陽光発電の普及促進に向けた「エネルギー供給構造高度化法(平成21年8月28日)」の施行および同法に付随する経済産業大臣告示(平成21年8月31日)に基づき、本年11月より「太陽光発電の新たな買取制度」が開始されることになりました。

太陽光発電からの余剰電力購入料金表はこちら

1. 購入単価

これまで、お客さまとの需給契約(当社からの電気の供給にかかる契約:従量電灯・Eeらいふ等)に応じて設定していた単価が、本制度の開始により、受給電圧と受給最大電力*1により下図のとおり設定されることとなります。

(受給最大電力	カ ※1)			
500kW			対象外	
50kW -	50kW以上 500kW未満 ※2		24円(20円※3)	
	10kW以上 50kW未満	24円(20円※3)	24円(20円※3)	
	10kW未満	48円(39円※3)		
		(4年)	ウエハト	△ 全室1+

- ※1.「受給最大電力」は、太陽光パ初出力とインバーター出力のいずれか小さい方となります。
- ※2. 受給最大電力が50kW以上500kW末満の場合は、受給最大電力が当社との電気需給契約 (当社からの電気の供給にかかる契約)の契約電力を上回らないことが条件となります。
- ※3. 他の自家発電設備(蓄電池含む)を併設され、当該設備から当社電力系統への電気の流れ 込みはないものの、併設により太陽光発電設備からの流れ込み量が増加しうる場合の単価

2. 購入期間

(既設のお客さま) 平成 21 年 12 月分(11 月の検針日以降) ~平成 31 年 11 月分まで (新設のお客さま) 受給開始日から 10 年間を超えた最初の検針日まで

※上記期間内に、お客さまの発電設備や当社との電気需給契約(当社からの電気の供給にかかる契約)に変更があった場合は、購入単価および購入期間が変更となることがあります。

適用イメージ



- Q. 新しい購入単価はいつから適用されるの?
- A. 平成21年11月の検針日以降(平成21年12月分料金以降)に適用されます。
- Q. 検針日が遅いと損なの?
- A. この制度による買取期間は 120 ヶ月分(10 年間)となっており、検針日によって期間が 短縮されることはありません。
- Q. すでに太陽光発電を設置しているんだけど、手続きは必要?
- A. 同封しております新たな契約要綱・ご契約内容等をご確認いただき、同意書に必要事項を 記載のうえ、返信用封筒にてお送りください。なお、契約要綱は大切に保管してください。
- Q. 購入料金に燃料費調整額は適用されるの?
- A. 新たな制度においては、固定価格での買取となりますので、燃料費調整額は適用されません。
- Q. 年々購入単価が下がることになるの?
- A. 購入単価は、太陽光発電の設置年度毎に設定され、契約締結時に設定された単価で 10 年間固定されることとなります。ただし、この制度の適用期間(10 年間)内に、発電設備や当社との需給契約(当社からの電気の供給にかかる契約)に変更があった場合は、単価・期間とも変更となることがあります。
- Q. 10年間の買取期間が終わった後はどうなるの?
- A. この制度による買取期間満了後は、当社にて定める単価での買取となります。現時点では 未定ですが、期間満了前にあらためてお知らせいたします。

本制度につきましては、経済産業省ホームパージでもご確認いただけます。
【経済産業省 HP】 http://www.enecho.meti.go.jp/kaitori/index.html

お問い合わせは・・・

【沖縄電力]-ルセンター】 0570-036-200

098-993-7777 (PHS・IP 電話のお客さま)

【経済産業省資源Iネルギー庁 新Iネルギー対策課 太陽光発電買取制度室】

03-3501-1511(内線 4455-4458)